



# 島根県報

平成16年 4月20日 (火)  
 第 1 565 号  
 ( 毎週火・金曜日発行 )  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	( 高齢者福祉課 )	1
介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	( " )	1
介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退	( " )	2
土地改良区の役員の就任及び退任	( 農村整備課 )	2
土地改良区の役員の退任	( " )	2
土地改良区の役員の就任	( " )	3
換地処分	( " )	3
包括外部監査契約の締結	( 監査委員事務局 )	3

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	( 環境生活総務課 )	4
都市計画変更の図書の縦覧 ( 2 件 )	( 都市計画課 )	4

### 正 誤

平成16年 4月 9 日付け島根県報第1,562号中	( 森林整備課 )	5
----------------------------	-----------	---

## 告 示

### 島根県告示第441号

介護保険法 ( 平成 9 年法律第123号 ) 第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 4月20日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 花の村	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム合歓の郷	江津市後地町834 - 1 番地	平成16年 4月 9 日
有限会社 美奈須	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム萌	簸川郡斐川町大字学頭 1322 - 1	平成16年 4月12日
医療法人社団 水澄み会	通所介護	デイサービスセンター野土花	那賀郡三隅町大字河内 451番地 1	平成16年 4月12日

### 島根県告示第442号

介護保険法 ( 平成 9 年法律第123号 ) 第48条第 1 項第 1 号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第 1 号の規定に基づき公示する。

平成16年 4月20日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人 掛合町社会福祉協議会	特別養護老人ホーム えが おの里	飯石郡掛合町大字掛合853番地 1	平成16年 4月 1日

## 島根県告示第443号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づき、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定に基づき公示する。

平成16年 4月20日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
掛合町	特別養護老人ホーム えが おの里	飯石郡掛合町大字掛合853番地 1	平成16年 3月31日

## 島根県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 4月20日

島根県知事 澄 田 信 義

## 益田市土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

橋本 正嗣 鹿足郡日原町大字滝元407番地

監事

城市 昭 益田市飯田町134番地 1

## 2 就任年月日

平成16年 4月 1日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

監事

福原 宗男 益田市遠田町1127番地

## 島根県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 4月20日

島根県知事 澄 田 信 義

## 横田町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

大塚 昭二 仁多郡横田町大字大馬木682番地

---

島根県告示第446号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 4月20日

島根県知事 澄 田 信 義

飯石郡吉田村土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

高雲 人志 飯石郡吉田村大字吉田464番地

川島 敬甫 飯石郡吉田村大字上山464番地

2 就任年月日

平成16年 4月 6日

---

島根県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、飯石郡三刀屋町土地改良区理事長から乙多田地区における換地処分を平成16年 3月25日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年 4月20日

島根県知事 澄 田 信 義

---

島根県告示第448号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成16年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成16年 4月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成16年 4月 1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、1,700万円を上限とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

錦織正二 出雲市今市町567番地

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年4月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年4月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 息域スペース ポコ・ア・ポコ

3 代表者の氏名

小川清子

4 主たる事務所の所在地

益田市駅前町9番29号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児、障害者、高齢者等福祉を必要とする人に対して、福祉の増進を図るための各種事業を行い、安心して暮らせるノーマライゼーションを基調とした福祉社会の実現につとめ、もって地域福祉の向上に寄与するとともに地域づくりに参画することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年4月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

松江圏都市計画道路

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第21条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年4月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
松江圏都市計画公園
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

---

正

誤

---

平成16年4月9日付け島根県報第1,562号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第406号中、森林の所在場所の 大字	川本	川下

